

令和6年6月 時津町農業委員会総会

日時 令和6年6月25日（火曜日）10時～10時45分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1－17号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1－21号）

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1－22号）

日程第5 議案第4号 時津農業振興地域整備計画変更に係る意見書

日程第6 報告第1号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1－14号）

報告第2号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1－15号）

報告第3号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1－16号）

報告第4号 時効取得を原因とする農地の移転について（受付番号第1－18号）

報告第5号 時効取得を原因とする農地の移転について（受付番号第1－19号）

報告第6号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－12号）

報告第7号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－13号）

報告第8号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－20号）

3. 出席委員

○農業委員（10名）

1番 朝長 克二

2番 吉川 博美

3番 坂本 敬治

4番 小畠 栄一

5番 高橋 達男

6番 溝上 勝也

7番 池田 稔

8番 濱田 信

9番 渡辺 洋一

10番 欠席

11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人

2番 溝上 直美

3番 植田 秀之

4. 議事録署名人

5番 高橋 達男

6番 溝上 勝也

○議 長 皆さんおはようございます。それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員 10 名、推進委員 3 名であります。会議規則第 7 条の規定の定数に達しておりますので、これより令和 6 年 6 月農業委員会を開催いたします。日程第 1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第 14 条の規定に基づき、5 番高橋委員、6 番溝上委員を指名いたします。日程第 2、議案第 1 号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号について説明いたします。1 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請、売買による所有権の移転です。譲受人は日並郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は日並郷〇〇の〇〇さん、農地は日並郷〇〇番〇と〇、地目は畑、地積合計は 104 m²です。なお、〇〇番〇は持分 2 分の 1 の所有権移転となっています。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は、譲受人は自己所有の農地へ通じる道路として使用するため、譲渡人は譲受人から相談があったためです。農振農用地内の農地で譲受人経営面積は 9,438 m²です。2 ページ以降は許可申請書です。3 ページの作付作物は、野菜、みかんです。4 ページの農作業に従事する者は〇〇さんが年間 200 日農業に従事しています。5 ページの周辺地域との関係は、隣地で農業を行っている〇〇さんと〇〇さんで相談し、今回の売買を行っておりますので影響は特にありません。8 ページは位置図です。〇〇から入った山側付近です。9 ページは現況写真です。上の写真の車のところが〇〇さん宅です。これまでは〇〇さん所有の農地（〇〇番〇）を通して出入りをしている状態で〇〇さんは使用しないため所有権移転を行うものです。また〇〇番〇の農地については〇〇さん、〇〇さんとも利用しておりますので、今回、持分 2 分の 1 ずつとなるように所有権移転を行うものです。以上です。

○議 長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○ 2 番 今回の申請地は町の補助金で農道整備を行っていたと思うが、〇〇さんの農地なのか。

○事務局 〇〇さん所有の農地の園内道として整備を行っていましたが、〇〇さんも利用していましたので、今回相談し所有権の移転を行っています。

○議 長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第 1 号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第 1 号は許可することに決定いたします。日程第 3、議案第 2 号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第 2 号について説明いたします。12 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請、交換による所有権の移転です。譲受人は浜田郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は浜田郷〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇外 1 筆、地目は田、地積合計は 9 1 m²、市街化調整区域内の第 2 種農地です。交換による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は譲受人、譲渡人とも双方の農地交換により農地の形状を是正し耕作の利便性向上のためです。譲受人経営面積は 13, 433. 45 m²です。13 ページ以降は許可申請書です。14 ページの作付作物は、水稻、野菜、みかん、梅です。15 ページの農作業に従事する者は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん 3 人で年間 290 日農業に従事しています。18 ページの周辺地域との関係は、通常の営農方法で耕作するので周囲への影響はないとのことです。また、地域との役割分担の状況は、近隣農業者と話し合いに参加し、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めを守り、獣害被害対策へ協力していくとのことです。20 ページは位置図です。〇〇周辺の西時津小島田線（打越工区）沿いの農地です。黄色の部分が申請農地ですが、こちらを〇〇さんから〇〇さんへ譲渡します。21 ページは現況写真です。以上です。

○議 長 日程第 4、議案第 3 号も関連ですので、続けて説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号について説明いたします。22 ページをご覧ください。農地

法第3条の規定による許可申請、交換による所有権の移転です。先ほどの議案第2号との関連で、こちらは〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転分です。農地は浜田郷〇〇、地目は田、地積合計は100㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。申請理由は議案第2号と同じです。譲受人経営面積は12,822㎡です。23ページ以降は許可申請書です。24ページの作付作物は、水稻、野菜、みかん、ぶどうです。25ページの農作業に従事する者ですが、〇〇さん、〇〇さん2人で年間400日農業に従事します。28ページの周辺地域との関係、地域との役割分担の状況は、議案第2号と同様です。30ページは位置図ですが、黄色の部分を〇〇さんから〇〇さんへ譲渡します。31ページは現況写真です。以上です。

○議長 議案第2号、第3号に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら議案第2号、第3号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第2号、第3号は許可することに決定いたします。日程第5、議案第4号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第4号について説明いたします。32ページをご覧ください。

「時津農業振興地域整備計画変更に係る意見書について」として、町から農業委員会へ回答依頼がっております。34ページが「時津農業振興地域整備計画 変更計画書」です。こちらは4月の総会で審議をいたしました、〇〇の駐車場への転用の関連です。こちらは3月に許可申請が提出されましたが、その後、農振農用地を含んでいることが判明し、4月に農振農用地部分を外して転用の許可申請が行われ、転用を許可していましたが、5月2日付けで農地所有者の〇〇さんから町産業振興課に農振農用地の除外届が提出され、6月3日付で、この農地を農振農用地から除外することについて、「本町の農業振興上支障があるかどうか」について、町から農業委員会へ意見を求められております。除外の目的は、〇〇が管理する〇〇に隣接する緑地公園を整備するためです。事業計画書の提出者は〇〇さん、土地の表示等は〇〇郷〇〇外2筆、地目は畑、面積は合計で63

7 m²です。事業計画は当該地を含め周辺地を〇〇利用者のため、駐車場及び緑地公園として活用するものです。36ページは被害防除計画ですが、現状のまま利用し雨水・排水は自然流下、汚水・生活排水は発生しません。その他として、建設物は設置せず、隣接農地との間に幅2 m程度の緩衝地を設けるため、日照や通風等の悪影響の恐れはないとのことでした。

37ページは土地の選定に関する調書です。代替地として長崎市琴海村松町の山林も検討していますが、遠いため断念しています。また、申請地の現況は休耕地となっており、一部は山林化しています。38ページは土地利用計画図です。右下のL字型の部分が今回の申請地です。40ページは現況写真です。現況としては山林原野化が進行している状況です。このように、転用後の事業計画では建設物を設置せず、隣地との間にも2 mの緩衝地を設け、緑地公園（駐車場）として現状のまま利用しますので周辺農地への影響がないこと、また、申請農地は現在、遊休地で山林原野化が進行しており、農地としても活用が困難であることから、33ページに戻っていただきまして、農業委員会の回答としましては、「今般の時津農業振興整備計画変更については当町の農業振興上支障はない」とするものです。以上です。

○議長 議案第4号に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○2番 33ページで農業委員会の回答として、「今般の時津農業振興整備計画変更については当町の農業振興上支障はない」と記載されているが、これは決定しているのか。

○事務局 事務局案です。本日の総会で審議をしていただき、変更することもできます。

○議長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第4号は原案どおり決定することといたします。日程第6、報告が8件あります。事務局は説明をお願いします。

報告事項についてご説明いたします。 まず、報告第1号ですが42ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は浜田郷○○の○○さん、被相続人は同住所の○○さん、農地は西時津郷○○外7筆、地目は畑、地積合計で4,907㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。権利を取得した日は令和6年4月30日、所有権移転の登記申請を行った日です。権利を取得した事由は、令和5年9月26日の相続です。農業委員会によるあっせん等の希望はありません。

次に報告第2号ですが44ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は子々川郷○○の○○さん、被相続人は同住所の○○さん、農地は子々川郷○○外8筆、地目は田と畑、地積合計は3,618㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。権利を取得した日は令和6年5月28日、所有権移転の登記申請を行った日です。権利を取得した事由は令和4年2月6日の相続です。農業委員会によるあっせん等の希望はありません。45ページは届出書です。届出に係る土地の所在等では13筆が記載されていますが、うち4筆は非農地通知済みのため除外しています。

次に報告第3号ですが47ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は子々川郷○○の○○さん、被相続人は同住所の父の○○さん、農地は子々川郷○○外5筆、地目は田と畑、地積合計は2,836㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。権利を取得した日は令和6年5月24日、所有権移転の登記申請を行った日です。権利を取得した事由は平成16年5月15日の相続です。農業委員会によるあっせん等の希望はありません。

次に報告第4号ですが49ページをご覧ください。時効取得を原因とする農地の移転についてです。権利者は元村郷○○の○○さん、義務者は長崎市小浦町○○の○○さん外4名です。農地は元村郷○○、地目は畑、地

積は426㎡、市街化区域内の第3種農地です。50ページをご覧ください。令和6年6月6日付けで長崎地方法務局から「時効取得を原因とする農地の移転について」通知があります。こちらは7人兄弟が持分14分の2ずつで農地を所有していましたが、このうち5人の持分を2人へ所有権移転を行い、〇〇さんと次の報告第5号の〇〇さんの持分を14分の7（2分の1）ずつとするものです。

次に報告第5号ですが51ページをご覧ください。こちら先ほどの報告第4号の関連で、時効取得を原因とする農地の移転です。権利者は元村郷〇〇の〇〇さん、義務者、農地、権利の種類や期間については先ほどの報告第4号と同じです。

次に報告第6号ですが、53ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、所有権移転を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は野田郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は左底郷〇〇の〇〇さん、農地は左底郷〇〇、地目は畑、地積は617㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は駐車場として利用すべく届出を行うもので、権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。54ページは届出書です。契約内容は売買による所有権移転です。転用による付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要は、周辺に農地はないため影響はありません。55ページは駐車場の利用計画書です。駐車可能台数は19台、転用の必要性は周辺に集合住宅があり需要があるためです。58ページは位置図です。申請地は〇〇から海側に入ったところです。59、60ページは現況写真です。

次に報告第7号ですが61ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、所有権移転を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は諫早市厚生町〇〇の〇〇さんと〇〇さん、譲渡人は元村郷〇〇の〇〇さん、農地は野田郷〇〇、地目は畑、地積は338㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うもので、権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。62ページは届出書です。契

約内容は売買による所有権移転です。転用による付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要は、周辺に農地はないため被害防除の必要はありません。64ページは位置図です。申請地は西時津左底線沿いで〇〇の手前側です。65ページは現況写真、66ページからは宅地の外構図、平面図、立面図です。

次に報告第8号ですが71ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、所有権移転を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は長崎市江の浦町〇〇、〇〇さん、譲渡人は長崎市西北町〇〇の〇〇さん、農地は久留里郷〇〇、地目は畑、地積は104㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は宅地（庭）として利用すべく届出を行うもので、権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。72ページは届出書です。契約内容は売買による所有権移転です。転用による付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要は、西側に畑がありますが擁壁で区切られ段差もあるため影響はありません。73ページは位置図です。申請地は国道206号線沿いの〇〇の先から左に入って階段を上った山側の箇所で〇〇、〇〇の周辺です。74ページは現況写真です。④の写真の奥側が〇〇の社宅です。75ページの下は利用計画図です。社宅の上側を庭として活用予定です。報告案件の説明は以上です。

○議長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上をもちまして、6月の農業委員会総会を閉会します。次回は7月26日（水）13時30分から第2庁舎4階大会議室で開催します。